

## 中部運輸局自動車技術安全部

令和6年2月9日

連絡先 中部運輸局自動車技術安全部  
整備課 藤墳、成澤  
TEL 052-952-8042

**不正車検を行った指定自動車整備事業の取消処分**

中部運輸局では、点検整備料金の過剰請求、車検に必要な点検整備及び検査の一部を省略するなど道路運送車両法に違反した下記2事業場に対し、指定自動車整備事業の取消等の行政処分を行いました。

**1 事業者及び事業場の名称（所在地）**

- (1) 事業者：株式会社ビーエムホールディングス  
事業場：ビッグモーター浜松東店（静岡県浜松市）
- (2) 事業者：株式会社ビッグモーター  
事業場：ビッグモーター松阪店（三重県松阪市）

**2 行政処分の内容（処分年月日 令和6年2月9日）**

	自動車特定整備事業 <sup>※1</sup>	指定自動車整備事業 <sup>※2</sup>	自動車検査員 <sup>※3</sup>
(1) ビッグモーター浜松東店	事業停止 25日間	指定取消	解任命令 2名
(2) ビッグモーター松阪店	事業停止 15日間	指定取消	解任命令 1名

**3 各事業場における違反の概要**

別紙のとおり

## 各事業場における違反の概要

	主な違反
ビッグモーター 浜松東店	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 特定整備記録簿の虚偽記載 (道路運送車両法第9 1 条第1 項違反)</li> <li>(2) 点検整備料金の過剰請求 (道路運送車両法第9 1 条の3 違反)</li> <li>(3) 点検整備の一部を実施せず適合証を交付した (5 1 5 台) (道路運送車両法第9 4 条の5 第1 項違反)</li> <li>(4) 故意以外により検査の一部を実施せず適合証を交付した (1 台) (道路運送車両法第9 4 条の5 第1 項違反)</li> <li>(5) 同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した (2 8 台) (道路運送車両法第9 4 条の5 第1 項違反)</li> <li>(6) 指定整備記録簿の虚偽記載 (道路運送車両法第9 4 条の6 第1 項違反)</li> <li>(7) 指定整備記録簿を2 年間保存していない (道路運送車両法第9 4 条の6 第2 項違反)</li> </ul>
ビッグモーター 松阪店	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 点検整備料金の過剰請求 (道路運送車両法第9 1 条の3 違反)</li> <li>(2) 点検整備の一部を実施せず適合証を交付した (2 台) (道路運送車両法第9 4 条の5 第1 項違反)</li> <li>(3) 故意により検査の一部を実施せず適合証を交付した (1 6 台) (道路運送車両法第9 4 条の5 第1 項違反)</li> <li>(4) 指定整備記録簿の虚偽記載 (道路運送車両法第9 4 条の6 第1 項違反)</li> <li>(5) 指定整備記録簿を2 年間保存していない (道路運送車両法第9 4 条の6 第2 項違反)</li> </ul>

## 【用語解説】

- ※1 「自動車特定整備事業」とは、自動車の原動機を取り外して行う整備などの分解整備や自動ブレーキ等に用いられるセンシング装置（カメラ、レーダー等）の調整などの電子制御装置整備を行う事業であり、当該事業を営もうとする者は地方運輸局長の認証を受けなければなりません。
- ※2 「指定自動車整備事業」（いわゆる「民間車検場」）とは、自動車特定整備事業者からの申請により、検査設備を有するなど一定の要件を満たした場合に地方運輸局長から指定を受けて行う事業であり、当該事業者が交付する保安基準適合証を提出することにより、国への現車提示を行わずに車検手続が行うことができます。
- ※3 「自動車検査員」とは、指定自動車整備事業者で車検手続を行う自動車が保安基準に適合しているかどうかの検査を行う者であり、一定の要件を満たした者から指定自動車整備事業者が選任するものです。

## 【参考】

道路運送車両法（抜粋）（昭和26年6月1日法律第185号）

### （保安基準適合証等）

- 第94条の5 指定自動車整備事業者は、自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）を国土交通省令で定める技術上の基準により点検し、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をした場合において、当該自動車が保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求により、保安基準適合証及び保安基準適合標章（第16条第1項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車並びに第69条第4項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあつては、保安基準適合証）を依頼者に交付しなければならない。ただし、第63条第2項の規定により臨時検査を受けるべき自動車については、臨時検査を受けていなければ、これらを交付してはならない。
- 4 第1項の場合においては、自動車検査員は、国土交通省令で定める基準により、当該自動車が保安基準に適合するかどうかを検査し、その結果これに適合すると認めるときでなければ、その証明をしてはならない。この場合において、自動車検査員が当該自動車について国土交通省令で定める技術上の基準により同項の点検を行い、その結果保安基準に適合すると認めた部分は、国土交通省令で定めるところにより、検査において保安基準に適合するものとみなす。